

令和3年2月8日

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

### テレワーク等の徹底について

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

テレワークについては、1月15日に公益法人の皆様に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワークの実施を呼びかけさせていただいたところです。

先日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日までに変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。今回の基本的対処方針の変更においては、従来の取組を継続、徹底することとされましたが、テレワーク等については出勤者数の7割削減を目指し、接触機会を低減させるため、「強力に推進」から「更に徹底」するよう変更されました。

これまでの間の状況をみると、人と人の接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、1月末の駅の人流データによれば、昨年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっております。一層の取組が求められています。

貴法人におかれましても、これらの趣旨を十分ご留意の上、実践されますようお願いいたします。

また、テレワークの実施状況等に関する国や地方公共団体等による調査等が行われた場合には、貴法人においても、当該調査等に極力協力していただくよう、あわせてお願い申し上げます。